

土砂災害防止法の概要


土砂災害防止法※とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- ・土砂災害防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等

基礎調査の実施
渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査



基礎調査の実施 [都道府県]

- ・区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施

区域の指定
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県]
(土砂災害のおそれがある区域)

<警戒避難体制>

- ・市町村地域防災計画 (災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県]
(建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

<建築物の構造規制>

- ・居室を有する建築物の構造耐力に関する基準の設定 (建築基準法)

- 情報伝達、警戒避難体制等の整備 [市町村等]
- 特定開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告

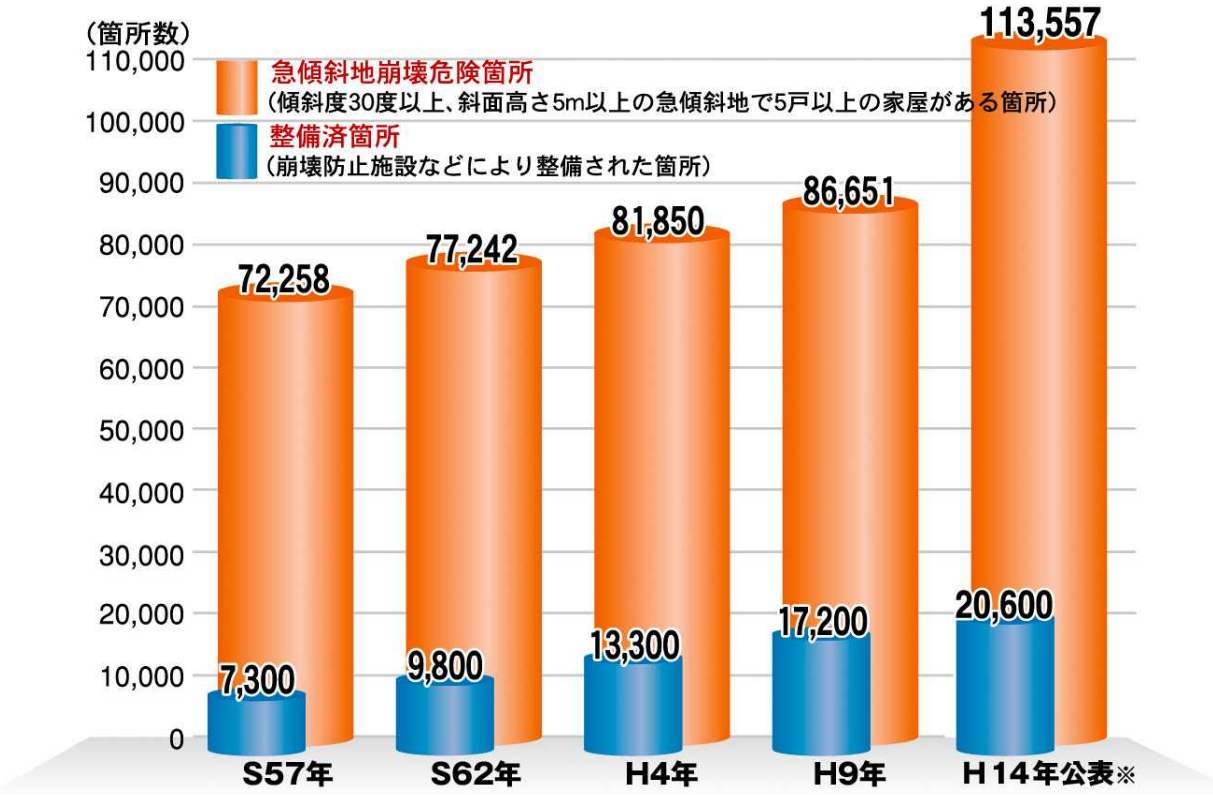
<移転支援>

- ・住宅金融支援機構融資等

土砂災害防止法制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのような全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

そのような災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが大切です。

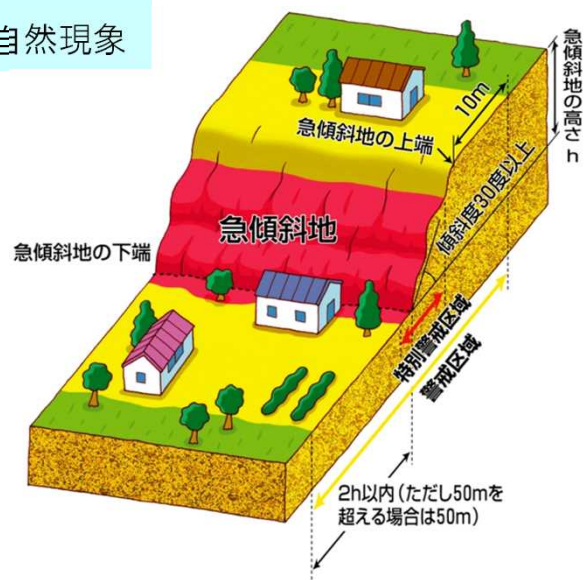


●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



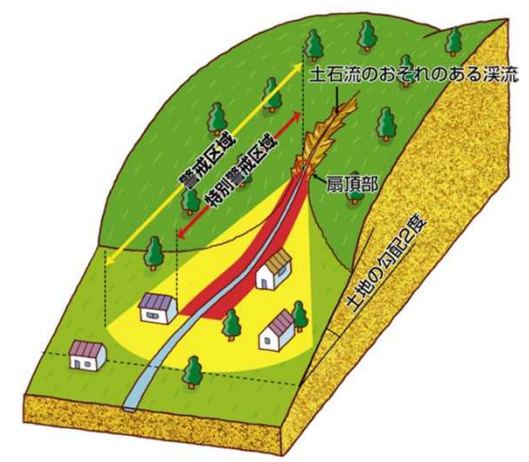
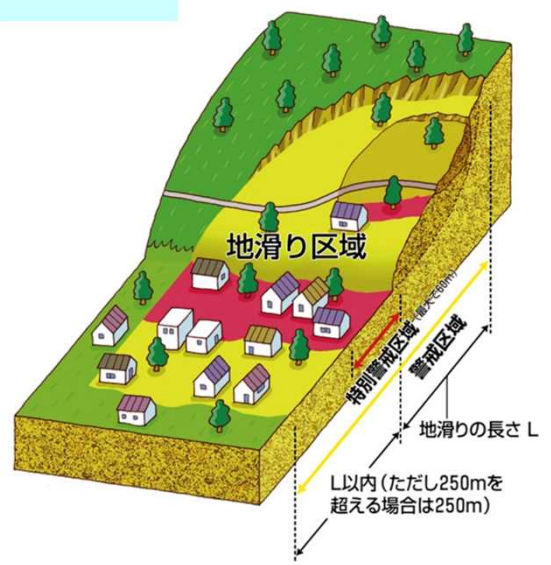
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村等】

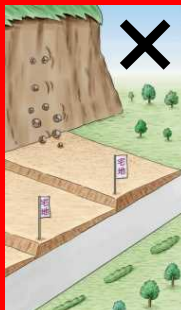
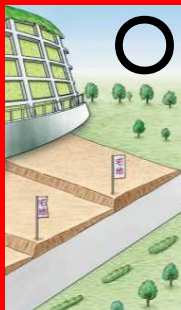


土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県鉾田市)

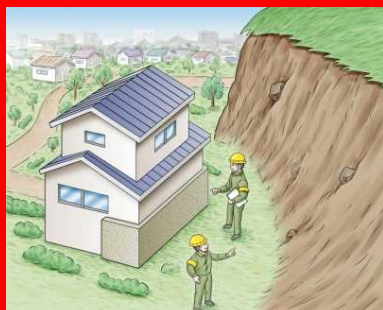


住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
(鹿児島県垂水市)

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

（土砂災害防止法施行令 第二条）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

（土砂災害防止法施行令 第三条）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載 (土砂災害防止法 第七条 一項)

土砂災害が生じるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

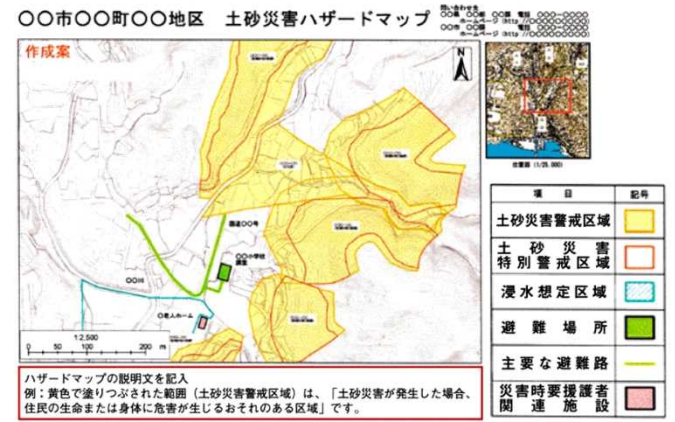
2. 災害時要援護者関連施設の警戒避難体制 (土砂災害防止法 第七条 二項)

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、市町村地域防砂計画において災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。



3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 (土砂災害防止法 第七条 三項)

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設に存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達、土砂災害のおそれがある場合の避難地に必要な情報住民に趣致させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることとなっています。



4. 宅地建物取引における措置 (宅地建物取引業法 第三十五条 (同法施行規則 第十六条の四の三))

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項の説明を行うことが義務付けられています。



土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとり、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

**行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定開発行為に対する許可制（土砂災害防止法 第九条）

特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するための自ら施行しようとする対策工の計画が、安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることとなります。

2. 建築物の構造の規制（土砂災害防止法 第二十三、二十四条）

特別警戒区域では、住民等の生命体又は身体に著しい危害が生じるおそれある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置（土砂災害防止法 第二十五条）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設設備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①独立行政法人住宅金融支援機構の融資（独立行政法人住宅金融支援機構法 第十三条）

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助（社会資本整備総合交付金）

特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行うものに対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に変わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

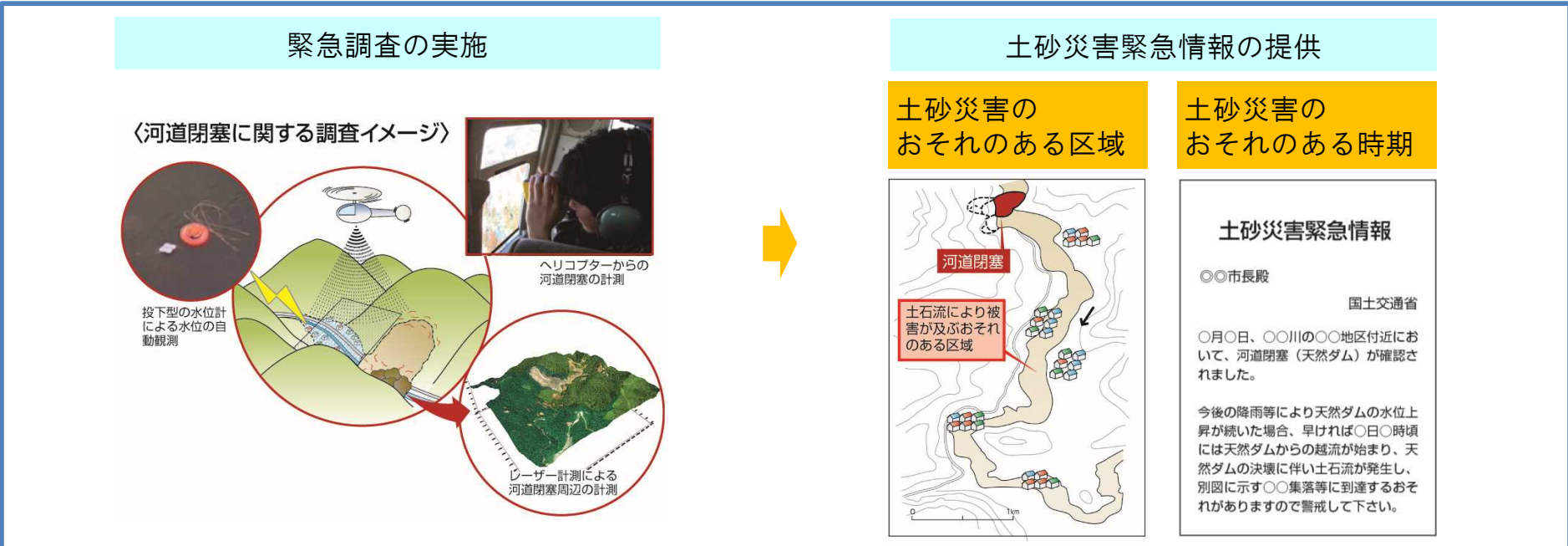
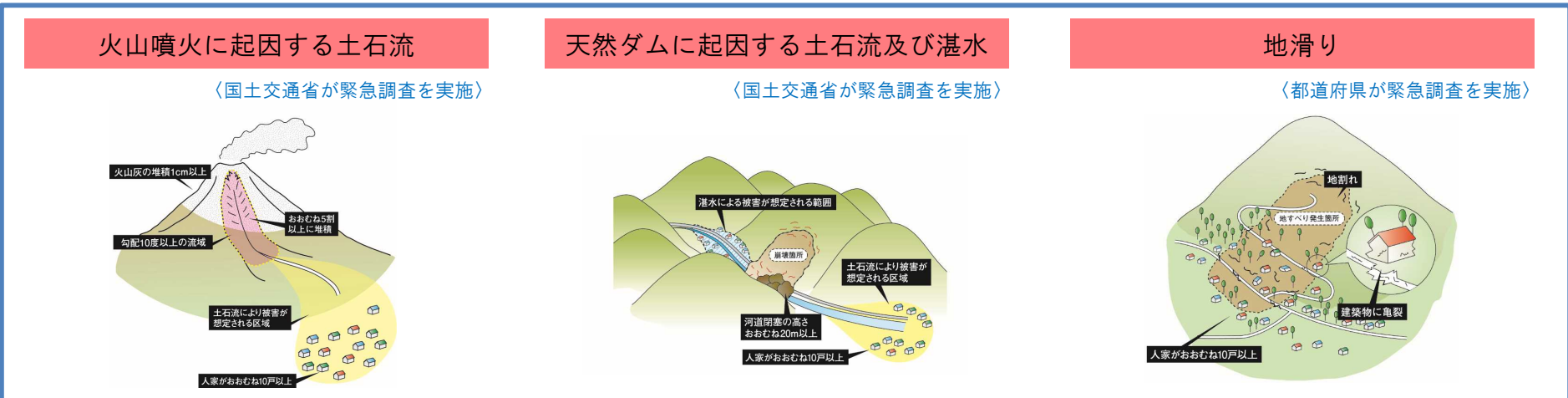
4. 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法 第三十三条（同法施行令 第二条の五）、第三十五条（同法施行令 第三条）、第三十六条（同法施行令 第二条の五））

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特別の開発行為において、都道府県知事の許可を受け取った後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発の許可について重要事項説明を行うことが義務付けられています。

緊急調査の実施

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を提供します。

大規模な土砂災害の発生への恐れ



緊急調査を行うべき重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況

国土交通大臣が対応

■河道閉塞を起因とする土砂災害

○河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（土砂災害防止法施行令第8条第一号イ、第9条）

- ・河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、**堆積した土石等の高さがおおむね20メートル以上**であるとともに、土石流により被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

○河道閉塞による湛水（土砂災害防止法施行令第8条第三号、第9条）

- ・河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、**堆積した土石等の高さがおおむね20メートル以上**であるとともに、湛水により被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

■火山噴火を起因とする土砂災害

○噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流（土砂災害防止法施行令第8条第一号ロ、第9条）

- ・**降灰等が、河川の勾配が10度以上の流域のおおむね5割以上の土地**において、**1cm以上堆積**していると推計され、被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

都道府県知事が対応

■地滑り（土砂災害防止法施行令第8条第二号）

- ・**地割れ又は建築物の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり**、被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

土砂災害防止法のあゆみ（1／3）

◆平成11年

- 6月 29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月 14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定（第147回国会に提出）
- 4月 18日 参議院において全会一致で可決
- 4月 27日 衆議院において全会一致で可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月 28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月 30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」制定
（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年国土交通省告示策1119号）

◆平成15年

- 3月 31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13区域）

◆平成17年

- 5月 2日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月 25日 土砂災害防止対策基本指針を変更

土砂災害防止法のあゆみ（2／3）

◆平成22年

11月 25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

1月 28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）

4月 28日 土砂災害防止対策基本指針を変更（平成23年 国土交通省告示第439号）

5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
同 活発な噴火活動により降灰が生じている宮崎県の霧島山（新燃岳）及び鹿児島県の桜島において、
国土交通省が全国初の火山噴火に起因する土石流に関する緊急調査に着手

9月 6日 奈良県及び和歌山県の平成23年台風第12号に伴う豪雨により発生した河道閉塞箇所において、
国土交通省が全国初の河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流に関する緊急調査に着手

◆平成24年

3月 8日 新潟県上越市板倉区国川地区において、新潟県が全国初の地すべりに関する緊急調査に着手

◆平成26年

11月 19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成26年 法律第109号）

◆平成27年

1月 15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整理に関する政令」公布（平成27年政令第6号）

1月 16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省
関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省告示第35号）

1月 18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

土砂災害防止法のあゆみ（3 / 3）

◆平成29年

- 3月 31日 全国の区域指定数 土砂災害警戒区域487, 899区域、土砂災害特別警戒区域331, 466区域
- 5月 19日 「水防法等※の一部を改正する法律」公布（平成29年法律第31号）
- 6月 14日 「水防法等※の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備に関する省令」公布（平成29年国土交通省令第36号）
- 6月 19日 「水防法等※の一部を改正する法律」施行
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月 10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）